

発行日 平成20年1月1日

(社) 神奈川県建築士会 横浜支部事務局 担当: 大平  
〒231-0011 横浜市中区太田町2-22 神奈川県建設会館  
TEL 045-201-1284  
FAX 045-201-0784



# 新春のお慶びを 申し上げます

横浜支部会員・賛助会員皆様

平成20年の新春の念頭にあたり、横浜支部の皆さまにおかれましては新たな希望と意欲をもって新春を迎えられたことと存じます。

今年、横浜支部は設立15周年を迎えられるにあたり、日頃より温かいご支援をいただいております支部会員並びに賛助会員の皆さまに対し深甚なる謝意を申し上げる次第です。

15周年を契機として、会員相互の結束を強化して地域に貢献できる支部を目指し、この難局を乗り越える努力を重ねて参りたいと存じます。皆さまのご活躍を心より祈念申し上げます。

平成二十年 元旦

横浜支部長 南 利幸

平成20年 お年賀 横浜支部長 南 利幸	1
<p>昨年8月1日 藤田会長以下31名の方が 住宅相談キャラバン隊として 新潟県柏崎市へ被災地支援 のため入りました。その 時の状況や課題などをお聞 きしました</p> <p>出席者 藤田神奈川県建築士会会長 大橋防災特別委員長 古怒田氏 松山氏 丸山氏</p>	2~12



大西 : 今日はいけません、お疲れのところ有難うございます。次回横浜支部だよりに掲載する座談会ということで、中越地震をテーマにキャラバン隊の話をする事になりました。始めに広報委員長の大貫さんより一言お願いします。

大貫 : 10月末の月曜日お忙しいところ、藤田会長をはじめ、大橋防災特別委員長、古怒田さん、松山さんにお集まりいただきました。

すべての企画は大西さんが進めてくれました。1時間程度を予定しておりますが、どうか有意義な現地のお話、それと今後のことにつきましても、お話いただければと思います。これからの進行につきましては、横浜副支部長の落合さんをお願いします。

大西 : それでは、始めたいと思います。落合さん宜しくお願いします。

落合 : 進行役ということで、副支部長の落合です。宜しくお願いします。一人5分位づつキャラバン隊の感想とか、あるいは体験談ということをお話していただきます。

大橋 : 今日の議論をしやすいように先ず、地震等の大規模災害が起きた時に我々建築技術者は、どのように災害に係わっていくのか、そしてどんな事に役立てられるのか、その中で住宅相談キャラバン隊が、どのように位置づけられているのかを説明させていただきます。お配りした表を見てください。災害発生直後から時系列で整理してみました。横軸が時間軸で、発生直後の災害対策本部設置から災害復興本部が設置されるまでの概ね10日間の第1段階とその後の復旧・復興の第2段階に分けて設定しました。そして縦軸は、管と民の区分けをして整理しました。

先ず、地震等の災害発生直後は、行政が主導で応急危険度判定活動に入ります。今回の地震で、応急危険度判定活動と住宅相談キャラバン隊の活動を混乱していたことがあったので、これは別の場で議論して頂きたいと思います。応急危険度判定活動は、概ね10日間ぐらい行われ、その後行政自らが罹災証明を発行する罹災認定業務を行い、被災者支援に入っていきます。応急仮設住宅の建設は、行政が建設業協会等の協力を得まして、概ね発災から1週間経ってから建設していきます。被災証明が出ると住宅の応急修理にも入って行くことになると思います。それに対し「民」の方は何をするかと言いますと、知事から認定された応急危険度判定士として、民間の建築士がボランティアとして活動します。

神奈川県は、阪神淡路大地震以来、応急危険度判定活動を中心に協力してきましたが、平成16年に発生しました中越地震で、この応急危険度判定活動を行っていた時に、その場で被災住民の方から、家の再建の相談をされてしまうので、急がなくてはいけない判定活動がスムーズにできなくなったと言うことで、それ以降応急危険度判定活動をフォローして「民」が主導で、被災住宅再建支援のための窓口相談とか



巡回相談、いわゆる住宅相談キャラバン隊の活動が始められました。大規模災害対策士業連絡協議会支援相談は、弁護士会とか司法書士会、不動産鑑定士会、建築関係では建築家協会、建築事務所協会が参加している協会で、活動の仕方はまだ検討中ですが、この協会が住宅相談キャラバン隊の被災住宅再建支援相談が長期化してきますので、その延長という形で相談窓口を開設して支援していくのかなと思います。

建築士会では、この住宅相談キャラバン隊の要請に対応するため、既にご存知と思いますが「他県における災害時支援要請の対応の手引書」と「緊急連絡網」を整備しました。もう1つの資料は、対応手引書をフロー図にしたものですが、今回の地震で被災地自治体からの要請にどのように対応してきたのかを整理してみました。

地震が起きたのは、7月16日10時13分で、被災自治体の柏崎市から新潟県建築士会に派遣要請があったのが7月27日で発災から12日間位経ってからです。この間我々事務局は今回派遣要請があるのか、ないのか困っていたのですが、被災地側では

派遣要請の費用負担で悩んでいたためだったようです。同日の午後には新潟建築士会から日本建築士会連合会、関東甲信越ブロック会を経て、神奈川県建築士会に要請がきました。その要請を受けて対応マニュアルでは緊急役員会を開催し派遣の決定をすることになっておりますが、あらかじめ役員会を開き派遣要請が来た場

合には即対応することを決定してありましたので、7月27日の午後2時過ぎに各支部長さんに、来週の月曜日までに派遣の申し込みをお願いいたしました。各支部からの申し込みを調整し各支部長さんに派遣通知したのが7月31日です。これに合わせて事務局では、災害派遣従事車両証の申請を被災自治体の柏崎市に交

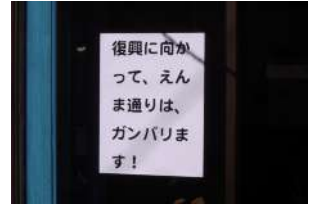
付してもらいました。これは被災地で自由に通行する為の車両証です。それと我々が神奈川県から柏崎市まで行くために有料道路の無料通行証になる「災害派遣従事車両証明書」を神奈川県の防災局から交付してもらいました。この件については、いろいろ問題がありましたのであとで議論があると思いますが、こういう形で8月1日の夜中に会長以下31人が出発いたしました。一方、神奈川県内で地震等の大規模災害が発生した場合には、平成17年9月1日に神奈川県と建築士会が「災害時における住宅再建に係わる相談業務に関する協定」を結んでいたため、これにより実施することになります。このたび神奈川県がマニュアルを整備しました。



藤田 : 最初に建築士会としてキャラバン隊に参加して頂いたお礼を申し上げます。大橋さんから話がありましたように、非常に逼迫したかたちでお願いした事実がありました。今お話したように地震があつてから前回と同様に派遣の要請が来るだろうということで、事前に対応できるようにいろいろ手当てがしてあったので、パツと対応できたということです。今回いろいろ話の中で、派遣先から費用の負担がないということで、全部ボランティアでお願いします。お金は一銭も出ませんよというなかで、お集まり実施していただいたということで非常に感謝しています。さきの新潟地震の

ときに国、それから新潟県の方から若干の費用の負担が後からでてきた訳ですが、今回は先ほど大橋さんから話がありましたように、柏崎市はお金がない、そういうお金をだすか、ださないかという議論があり、結果的に柏崎市はそんなことで対応できない、お金がでないという話になった訳であります。そういう中で実施した。真夏の暑い時ですが、施設が被害を受けたこともあつて泊まる場所がないのでとにかく、日帰りという話でございまして、朝の7時ごろまで間に合うように車を飛ばし、終わって5時6時7時頃までかかった班もございましたが、それが終わって寝ずに帰るといふ強行軍でありました。現地では、私は本部にいましたがその中でいろんな話を聞きます。若干余分な話を聞きますと、ある「おばさん」は中越地震、能登半島地震とつづき、もうしばらくは大地震がないと思っていた所、この地震で家の中に入ることが恐ろしいという、メンタル的な恐怖心に対するケアを行った等、技術的な支援・相談のみならず一般的な相談がいかにそういう意味で大事であるかということを痛切に感じた。それから後半のほうで費用の点でご報告させていただきます。現場をまわらしていただきましたが、かなり暑いさなかテントをはって対応していただき非常にご苦労があったと思います。どうも有難うございました。

古怒田 : 実際のキャラバン隊の活動状況をみなさんのお手元に配布しました資料を見て下さい。先程大橋委員長の方からお話ありました通り、神奈川建築士会は8月1日に被災地の受託キャラバン隊参加しております。この辺に書いてあるのは委員長が話されたので飛ばしますが、全部の相談機関といいますのは、神奈川だけではなく、募集で派遣内容としましては、神奈川の場合は、8月1日派遣場所は柏崎市内で、派遣数は当初40名という予定で1日のみということで、お金の関係とかいろいろあつて、1日のみということになったのです。ちょっと中越との違いも書いておきました。集合場所は市役所の第二分庁舎に集まって、各自車で同乗して



集合時間は7時。今お話がありました、みなさん夜中に出て普通の人だと4時間位。休憩いれて4時間半から5時間かかり、1時とか2時に柏崎市に集まりました。参加メンバーは参加名簿の通り31名です。神奈川は各県の一番初めで、埼玉、長野、栃木、茨城、群馬、千葉、東京都という順になっております。次のページは相談業務の趣旨等書かれています。被災された方々が出来るだけ早く避難場での生活から本来の生活に戻ることができるように、その辺をどう住宅を確保しているか、その相談にある。

もう一つは、被災直後ですから非常に心の不安、いろんな不安がある訳です。その不安を解消してあげるのもこの相談の大きな目的で、技術的なことだけでなく、心のケアなどその辺が相談としては随分大きなことじゃないかと思う。被災された方が住宅をどう確保するかの判断内容、被災した住宅が生活できる状態にあるのか、あるいはその被災した住宅を直すにはどの程度の期間や費用がかかるのか。壊すまで調査できません（短時間に調査します）ので、費用については地元の職員、建築士、それから専門家の業者と相談して下さいという事にしております。

実際の我々の活動状況ですけれど、8月1日の朝7時に集合し参加いたのが31名(会長さんと委員長さんを除くと29名)です。それを4グループ4班に別れました。各班長が市役所の中でミーティングを1時間位しました。我々の班は大西さんがリーダーになり、それぞれ4ヶ所の被災避難場所に向いました。ヒアリング終了後、車で2人1組になって相談に乗る。各避難場所に移動しそこに相談者が来られると、先ず簡単なヒアリングを行う。その方と2人1組のメンバーが、その方のお宅に伺い相談に乗るという方法です。神奈川県建築士会が相談を行った状況は、柏崎市内の4ヶ所の避難所(まつなみコミセン、中くおりコミセン、南部コミセン、柏崎小学校)です。神奈川県は柏崎小学校に行きました。相談件数は、合計で150件、現地調査を行ったのが123件、電話相談が14件ということです。相談を終えての感想ですが先ず話を聞いてあげる事。すると地震の時の怖さとか、そういう話が最初に出てくるわけです。我々は中も見ないといけないので住宅の中を見せて欲しいと言うと、住宅の中に入るのがいやだ、怖くて入れないと言う方もいました。応急危険度判定士の方は、外回りは見ますが家の中は見ませんから。それからいろいろ地震で怖かった話もやっぱり聞いてあげる。それからなるべく、安心して大丈夫ですよという話か、ここに住んでいては危険ですよとか。また余震も来るだろうし、次の地震も来ないほうが良いけれど、来る場合だってあるので危ないからとりあえず避難してくださいよというアドバイスをする。それから、本人達がどういうことを望んでいるのか、例えば解



体して立て直したいといっているのか、補強してもう少し使いたいのか、よくつかまえない と、その方の相談目的には答えられないのかと感じました。我々2人で行った中の例ですが、大体古い住宅が多いです。柱が傾いていたり、鴨居等が柱からほぞがはずれて口があいていたり、外回りの地盤がかなり悪かったり液状化しやすい地盤のため、非常に亀裂やズレとかある。古い住宅のため、基礎はコンクリートだけで鉄筋が入ってなかったり、増築の部分はブロックだったりしている訳ですよ。擁壁もクラックが出来て倒れかかっているものもありました。また屋根が瓦の住まいが多いのです。3年前に行った時もそうでしたけれど、結構瓦屋根が多いので上が重たい。また大体2階屋が多い。雪が多いから二階から上るところが一階の部分は、昔の家なので客寄せの為に2間通しの部屋を作れるように中の壁が少ない。筋交いが殆どない。こまい壁で柱は大体4寸、4寸5分の太い柱を使っているが屋根が重い。それから、1階部分に非常に壁が少なく、地盤が非常に良くない。市役所の約100m先に商店街がありました。商店街が両側にありましたが、片側の損傷がひどく、古い建物が壊れていました。そういう状況でした。

県別で参加者、相談件数、地図で4ヶ所ばかり行ったところ、リーダー大西さんが対象に避難場所に来た住民の方、被災者の方の簡単なヒアリングをやる。リーダーは我々に「この人の家に行って下さい。この紙を持ちながらヒアリングをして、その対策結果等を書いて本部に報告してください」と指示をしました。

丸山 : 私は、今回は初めてキャラバン隊に参加しました。この写真の避難所（相談所）のお風呂が載っている所ですが、天気が良くて暑く、豚舎の様な我慢できない様な臭いがしていました。そういう状況の中で体育館に避難されている訳で、非常に気の毒な事と思いました。私が相談を受けるために室富さん（二人で一組）と伺ったのが、木造二階建て、それから倉庫車庫と作業小屋がありまして、その家は、親父が造った、親父が造ったと言っているの、親父が金をだして造ったのかなと思って一旦は納得したのですが、そうじゃなくて、親父そのものが造った。結構大工が本業では無く大工の心得がある人が多い地域で、このお宅も先代が造ったそうです。だから構造的には、壁、筋交いの位置等、そういうものに対してはたまた疑問な点もありましたが、造りそのものはしっかりしてまして、母屋の方は、1m当り2mm位の倒れ程度でした。住めば住めるのですけれど、実際住めというとなると建具等動かない状態で倒れを直さないと住めない状態でした。車庫倉庫の方はというと、もう倒れんばかりで確か台風5号が接近中で強風にあおられたらすぐ道路の方へ倒壊し二次災害も起こりえる状態でした。緊急に取り壊し



の必要があると感じましたのでその件の融資を含め行政へ相談する事をお勧めいたしました。こういう場合、行政はどう対処するのかなと思ったのですけれど、なんら対策はない様ですね。我々が要請をうけた業務の1つは、仮設住宅の入居の締め切りが近いので、個々の物件の被災状況をみて居住の可否判断も含めて相談に対応して下さいという事だったと思うのです。行政が発行したパンフレットを貰ってきましたが、実際に仮設住宅の入居に関しては、罹災証明が発行されて、全壊・大規模半壊・半壊・それから一部損壊というような段階に分類されて、それに応じて援助金が決まります。仮設住宅に入居した場合は、改修費用は出なくなる。あくまでも取り壊し建て直す場合にしか援助金が出ないのです。罹災証明は建築士が出すのではなく、税務署が後で行う。ですから、今回はすでに赤黄紙を張ってありましたが事前に判断していても評価が食い違う場もあり得る訳ですよ。だから、我々は何の為にやっているのかなと、疑問に思う訳で罹災証明と応急危険度判定と明確にリンクして初めて意義のある事ではないかなと思います。今回の場合、仮設住宅に入るべきですと説明をしても後で一部損壊程度となった場合で修理が必要だということになると、その修理費用は仮設住宅に入居した為に、修理費用がでないということになります。

私の場合、結局相手の話を聞いて、誰の目にも全壊、大規模半壊とはっきりと判る場合以外は実際に結論を出して相手にこうなさいということは申し上げてこなかったということです。あとの1件は昭和初期の下宿屋の様で、かなり古い建物でした。一部壊れて傾いていても住めるには住める状況ではありましたが、新築以上に大分手を入れないと住める状態にならないようでしたので、その理由を申し上げてきました。地震との関係はありませんが、一部風呂場の近くの土台が腐っていたので、直されたほうが良いですよということを話しました。今回自分が行って、実際どう云う処に貢献できたのかなと疑問に思いつつ帰ってきました。最後に相談者の方々には坊主の説教を聞いてあきらめを納得された様な、お顔が印象的でその辺に我々の業務の意味があったのかなと思いました。

松山 : 私も朝の確か集合時間が7時、最初に流れたのは9時、ということなので、わりとゆっくり出ちゃったものですから、連絡変更があったらあったで、的確に連絡が欲しかったなというのが、ひとつあります。それから、この防災委員会とかの所では事前に準備を進めていたというお話だったのですけれども、支部の方にはそういう情報がまったく流れて来なかった。手前味噌ですけど中支部では地震発生直後ですね、おそらくキャラバン隊があるか



ら準備だけはしてくださいということで、みなさんにお知らせしていたのですけれども、要するに本当の募集が直前に来たので、行かれたのは3人だけという状況でした。その辺の体制をもう少し見直した方が良かったかなと思っています。各地のどこに何件でという表がでていましたけれど、聞くところによると、夜7時位までかかったのは小学校かな、どこかあったようです。私たち南部コミュニティセンターという所に行った学校は大体午前中で終わってしまったと、午後になって柏崎市役所の方に移ったのですが、大橋さんなり藤田会長なりが本部にいるのであれば、そこに情報を集中させてこっちが足りないとか余っているとかうまくまわしていけたら良かったなと思いました。丸山さんが資料を持ってこられました、これをやったらこの補助金が貰えないという、これコミュニティセンターには置いてあるのですが、私達は現地に行くまでそれを見たことがなかった。見たらそうなのかと、その辺の情報もみなさんに周知できていれば、よりスムーズに相談できたと思いました。後は避難所の事ですが、流石に24時間で行って帰って来るといのは、非常に辛いですね。なんで日帰りを強制されなくてはいけないだろうと思います。どこか中越地震の時に体育館でも、とりあえず寝る事ができた訳です。一晩車の中で寝てもよかったですでしょうけれど、ちょっとしんどかったかなというのがあった。相談していて、みなさんが言っていました避難所生活というのが、どうも健常者の為にあるのかという感想をおもちになった。実際、建物が傾いてこれ危ないよという建物にいる人がいて、避難所に行かないのですかとか、足が悪くて避難所じゃ生活できないという方が、怖いけれど家に戻って来るしかないのですよと言われた時は、私達の対応がどうこうじゃなくて、避難所そのものを見直さないといけないかなという感じです。そんな所ですね。

藤田 : こういう無料のボランティアというかたちになる訳ですけれどもさすがにガソリン代とか昼飯とか手当とは別に、かかった費用はなんとかしなくちゃいけないのではないかと、という話がブロック会の中で出まして、一人1万円という形ではありましたが出すようになりました。それから神奈川県建築士会も、やはり防災委員会が中心で少し出した方がいいのではないかと、大橋委員長から話がありまして車代、実際にガソリンが1万円位掛かっている。そのガソリン代とそれから弁当代位を出そうという話をしました手続き的には勝手に決める訳いきませんから、それなりの役員会にかけてみようといった時に、松山さんの方からなんとかしてくれないかという話がありました。やはり実際には、そういったかかった費用までボランティアに負担させる、そんなふうに思い





まして、対応しました。加えてブロックの会長会議でも、応急危険度判定をやってその後、相談をするのが定着化してきているという、こういう実態が話題になっています。やはり国なり県なりが、そういうことを考えてそういうルールを決めて予算化したは今回はそういう臨時的にお金をだすことにしましたけれど、恒久的にその都度その都度ではお金が大変ですから、ブロック会で少し積み上げて積立金をしようということで、年に30万円の積立を行うこと、それに併せて国、県にそういうことが遭った時のために予算的な措置を講じてくださいと要望をだそうとさせていただいています。

落合 : ありがとうございます。

古怒田 : 我々は車で出かけて行ったのですが、先程大橋委員長からお話されたように、当然有料道路で行くのです。通行証をもらうのにそれが1枚なのですね。なんとかならないのかな。我々は本証もらったけれど、松山さんはどうしました？

松山 : うちの本物もらって行きました。

古怒田 : 本物もらわない。コピー、FAXかなんかで行く訳、通る時1枚しかない訳、いろんな料金所で引掛かって、私なんかね、事務所まで来てくれないかと言われた。こちらも急いでいで行かなくちゃいけないのに、あれもなんとからないのかな。帰りは、コピーをしてコピーを置いてきちゃたけれども。料金所の係員が本物をくれていうのだよ。村井さんどう、大丈夫だった。

村井 : 帰りはコピーでやったけれど、行きはちょっとけんかで、半ば強引に通った。けんかしたら、まずいしね。コピーを何枚か持っていかないかなとまずいと思った。何枚かコピーして持ってくださいと言われれば、コピーして行くのですけれど、それが、わかんない。

松山 : 中越地震時は、経路をやって例えば平塚から行くと東名乗って、関越乗る訳ですよ。行き帰り4枚もらったのですよ。今回何故それが出来なかったのか。

大橋 : 「災害派遣等従事車両証明書」の件は、我々十分に反省しております。対策は事務局で考えます。これは料金所のおじさんの問題ではなく車両証明書の発行の問題のようです。我々が勉強不足だったのですが車両証明書は、通行チケットと同じで料金所毎に渡すルールになっているようだったのに、今回は8月1日の1日分、しかも往復1枚しかもらっていないので帰りに1泊したら使えなくなっていました。今回はコピーでどうにか通行させてもらいましたが料金所毎でトラブルが起きたのでは気分が悪くなりますので、今後のことは県の防災局に相談します。

大橋 : 防災連絡網の件ですが、今回の要請はあまりにも急すぎたのですが、そもそもキャラバン隊の要請は、応急危険度判定活動と違って時間的にはもっと余裕があるはずですよ。防災委員会としては、要請先から1台の車に乗り合わせてとか、30人の要請等の条件が付くこともあ



り、直接本部に申し込まれても、それなりの調整が出来ませんので、やはり手引書通り支部長さんを介して支部単位でまとめて頂くルールでお願いしたいと思います。

藤田 : 今回の、相談日の初日をうちの方でやっているのですね。とにかく一番初めですから、人選、車両の手配、諸手続など時間的に余裕がなく（後ろの方は余裕あるが）はい明日からという感じですから、そういう意味で松山さん言ったような若干無理があったことは否めません。あとですね、大橋さんの方にこういうことが予想されるから、とにかく要請が来たらすぐ対応できるようにしておこうと事前にやっておりました。

大橋 : 派遣要請があるかどうか、50/50でしたので、どういう情報を流せばいいのか迷いまして、防災委員だけに情報を出しました。支部長さんに流さなかったのがまずかったと反省しています。

藤田 : あと相手の方ですが、ボランティアという形でね、ば一と行っちゃうと向こうが混乱して対応できないです。だから向こうが受入態勢を整え、それと連携しながら対応する。やはりそれが鉄則だと思います。そうでないと逆に相手に迷惑をかけちゃう。これと連動した話ですが、関プロ会長会議の席上で、「相談会以外でいろいろ協力していただいたところがあると思いますが、そういうことをしていただいたところがありますか」と聞かれたので、私は手を上げて児玉グループの話をいたしました。やはり本来、応急危険度判定っていうのは県なりなんなりが、先程もちょっと話があつてルールが少し変わってきて、それで足りないところを柏崎市がインターネットでそれを応募しちゃったそうですよ。それで民間の人が入ってきて、結果的にはそれで助かったという話ではあったのですが、ちょっとルール違反みたいな形があった。反省点の一つでもあります。

松山 : 青年委員会なんか幹事用のネットワークがあるので、情報は確かにいっぱい入ってくると思うのです。その情報を持っている所、例えば大橋さんとか青年委員長さんとかがちゃんと連絡を取って行かないと、今回みたいなことがまた起こる。

大西 : 確かに今度の青年委員長が「防災委員会に来たとき、反省しています。」と言っていました。

大橋 : 防災委員会で作った手引書は、情報窓口を一本化しましょうということで、士会にただ友好関係でやるのは、それはそれでは自由ですが、神奈川県に情報を流すのならここに流してくださいっていうのは、会議で言おうと思っています。

大西 : さっき松山さんが言いましたが、本部の事務局の応援というのを別同隊の中から作ったほうがいいね。余りにあたふたしちゃって、それで結局最初の説明会に1時間立たされちゃった。あれ徹夜で行った後にきついね。

藤田 : 今回良かったのは、被災者と相談者を日を決めてその日に集まってくださいと、場所を決めて集めてやったから、中越地震の時より効率的でロスがないですね。はずれたというのはゼロです。全員来た人は対応した。最初行った現場では、相談する場所と待合所のブースが違って、結構座っていましたね。それがみんな相談者ですね。びっくりしました。

落合 : ほかに意見はありますか。

雨森 : 先程の応急危険度判定活動について、話をしていますか。7月26日私も応急危険度判定に初めて行きました。柏崎市がホームページで募集しているのを青年委員会の方が見つけて、青年委員会からまわって来たのです。柏崎市のホームページに出ている訳ですから、私は各防災委員や県の防災委員の方も常に県や市の新潟のホームページを見ていらっしゃるのかなと思っていました。常に情報というのは、収集してらっしゃるのだらうと思っていて、それこそ私達も7月26日に言われて、今日の明日だったんですが、困ってらっしゃるなら行ける人が行

こうよ、ということでお金とかそういうこと関係なく困っているなら行くしかないじゃないということで、東京士会の人達に誘われ、行ける人が行こうよと合わせて4人で行ったのです。応急危険度判定活動の支援をすると4人は思っていました。新潟の長岡の4人と一組でやりました。初めてやったのです。8人で行ったのは柏崎市から南に30分ほど車で行った所にある米山宿という、海岸沿いの漁村の集落です。140件近くを2人一組で1日間にやったのですよ。ものすごい炎天下だったのです。だからチェックシートなんか作ってられないのですよ。チェックシートは私も初めてだったので、応急危険度判定マニュアルを持ってチェックしていかなくちゃいけない思っていました。担当の方から「そんなの見なくていいです、取りあえず紙を貼ってきてください。140件近くやる訳だから、取りあえず回ってください、みなさんが安心するように貼ってきてください。住居表示だけ、倉庫や納屋はいらないから、取りあえず見てください。」と言われて行ったのです。だから本当に困っている集落があったのだなと思って、ああ、行ってよかったと思ったのですね。そういうものって本当にさっきも中越から中越地震があつて、沖があつて、少しずつ地震に対しての対策が進歩しているだと思うのです。「応急危険度判定は行政がやる。」と最初言われたらしいですけれども、柏崎市は来てくれと言ったのだからということで私達は行ったのですが、その辺をもっとね。

藤田 : 正解だった気がする。

雨森 : 本当に可哀想でした。

大橋 : 応急危険度判定の要請と住宅相談キャラバン隊の要請について混乱している人が多いと思います。応急危険度判定の要請は、被災市町村は地元の判定士に対し協力要請をするけど、それでも不足する場合は、県にお願いして県の災害対策本部が他の県に派遣要請することになっていて、市から直接民間の人に要請するルールになっていません。

雨森 : 柏崎市はそうやって・・・

藤田 : 柏崎市は先程言ったように混乱を招いたのですね。

大橋 : 応急危険度判定活動に行くので神奈川県が腕章が欲しいと言う人がいましたので、県に問い合わせたところ判定活動は7月28日(土)で全て終了したとのことでした。神奈川県としては事故等の保険の問題もあり、新潟県からの要請でない活動には責任がもてないとの事でした。しかし士会として会員がボランティアとして活動するということでしたので士会の腕章をお貸ししました。

大橋 : そういうことを整理してもらわないと、

雨森 : そうです。そう思います。

大橋 : 私は地震災害が起きた場合、応急危険度判定活動は行政に任せて、我々建築士会は住宅相談キャラバン隊の方が相応しい活動ではないかと思えます。と言うのは悩んでいる被災者の顔を見ながら、どうしたら良いかを凄く良いアドバイスをしなければいけないので経験豊かな人でないと無理だと思います。現地で朝の説明会で地元の建築士会のリーダーが「皆さんは建築のプロとして相談者に、この家に住めません。仮設住宅に行った方が良く等とハッキリ言って下さい。後の責任は地元建築士会が持ちますから」と言われて少し安心しました。

雨森 : その点流石だなと思いました。

雨森 : いずれにしても、地震がある度にそういうマニュアルは改正されていくべきだと思います。委員会は柏崎市が行政でやるべきところをもっと締め切っちゃたんで、枠から取り残されちゃっている集落をなんとかしたいということだったみたいです。

- 大橋 : ただ我々は応急危険度判定士として手帳を持っているので、どういうものなのかを知っていなければならないと思いますよ。
- 雨森 : でもね、どうしても困ってればそれは行くべきだったと思うけれど。
- 大橋 : それはそれでいいと思いますよ。神奈川県での応急危険度判定活動ではなく、ボランティアとして行ったのだから。
- 雨森 : 違うのです。柏崎市はそれでやってくれて。柏崎市が責任もちますからということで私達は行いました。
- 大橋 : (神奈川のルールで言うと) 柏崎市長は判定士が不足していたら、新潟県の災害対策本部に他県からの要請をお願いすれば良かったのに、ホームページに載せてしまった事とキャラバン隊の要請がダブったことで混乱してしまった。本県で起きた場合には、かなりの建築士が応急危険度判定活動に行かなくてはならないが、他県で起きた場合には、我々はキャラバン隊に参加したほうが良いと思います。強制はできないが。腕章そのものだって、やはり応急危険度判定の神奈川建築士会として行ってもらうようにしたいからね。ただ責任を持たないといけないですからね。士会の会長としてね。神奈川県で地震が起きた場合には、判定士の保険は神奈川県等が掛けているし、他県での保険は全国被災建築物応急危険度判定協議会が加入しています。
- 落合 : まとめということで、地震が起きて被災地からの要請があつて行くまでの準備段階が1つと、現地に行くまでの通行証の問題ですね。それと、向こうに着いてからの受入態勢や現地での情報を1ヶ所に集中させる連絡体制のあり方ですかね。今日はどうもありがとうございました。

ご参加いただいた方々のお話をなるべく、そのままお伝えする事と座談会の雰囲気味わっていただくことを心がけ、この1時間半の座談会の記録を取りました。そのテープ起こしをしましたが、誌面の都合で、全てを公表できず割愛したことをご容赦ください。

尚、記事の中で出てきます、表や資料については、「よこはま支部のホームページ」の中に、関連記事として掲載する予定です。そちらをご覧ください。

編集後記 とにかく「読まれる支部だより」を心がけ頑張ります

編集者 (あいうえお順)

雨森隆子・大西正行・大北晋一郎・大貫 浩・小俣 隆・田川尚吾・玉野直美・橋本朝子・丸山幸一 以上9名

### ●横浜支部賛助会の皆様へ

平成20年も支部だよりの各頁の最下段に会社のロゴなどの広告掲載(バナー形式)を無料にて実施させて頂くことにしております。次回発行は5月下旬を予定しておりますので、ご準備お願いいたします。広報委員会

### □ バナー作成について

- ① バナーは、縦35mm。横105mm。解像度を300pixelでお願いします。  
企業スローガンや、住所や電話番号を記載されても構いません。  
原稿はカラー(支部のホームページに記録)。実際に会員配布されるものは、白黒です。
- ② 広報委員会(大貫)まで、メールにて送信。メールアドレス [ohnuki@dream.big.or.jp](mailto:ohnuki@dream.big.or.jp)
- ③ ご不明な点は、広報委員会(大貫)までお問い合わせください。

広告バナー(見本)

(社)神奈川県建築士会 横浜支部